国立研究開発法人産業技術総合研究所依頼出張規程

制定　平成19年４月１日　19規程第13号
最終改正　令和７年４月１日　令06規程第37号　一部改正

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）が外部機関から依頼を受けて行う出張であって、出張費用が、出張を依頼する者（以下「依頼者」という。）から、直接、当該役職員等に支払われる場合の出張に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「出張」とは、依頼を受けて行う研究業務打ち合わせ、調査、講演及び技術研修並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所外部委員会委員等就任規程（19規程第17号。以下「外部委員会等就任規程」という。）に基づく委員会及び学協会等への出席のため、役職員等を旅行させることをいう。

（出張の依頼）

第３条　依頼者は、研究環境整備本部長が別に定める必要事項を記載した書面（以下「依頼書」という。）を研究所に提出する。ただし、外部委員会等就任規程に基づく委員会及び学協会等への出席については、この限りでない。

（受諾の基準）

第４条　研究所は、前条の依頼書を受理した場合において、その内容を審査し、依頼案件が次の各号に掲げる基準のすべてに該当するときは、依頼のあった出張を受諾することができる。

一　次のいずれかの機関からの依頼であること。

イ　国

ロ　政府関係機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人）

ハ　地方公共団体

ニ　教育機関又は学会等であって、その目的及び事業の内容が公共性の高い機関

二　依頼案件が、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当すること。

三　出張をさせようとする役職員等の専門的知識が依頼案件に密接に関連し、その役職員等の参加が必要であること。

２　研究所は、前項の受諾の可否について、依頼者に通知しなければならない。

（出張の費用）

第５条　第１条の出張費用は、国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程（13規程第42号）に基づいた旅費相当額とする。

２　依頼者に旅費規程等がある場合は、それを適用することができる。ただし、謝金は含まな

いものとする。

（出張の中止）

第６条　研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、出張を中止することができる。

一　出張により研究所の業務に重大な支障が生じるおそれがある場合

二　天災その他やむを得ない事由により、出張が困難となった場合

２　研究所は、前項の規定により出張を中止した場合は、遅滞なく依頼者にその旨を通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

（職員依頼出張規則の廃止）

２　職員依頼出張規則（14規則第５号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規程の施行前に前項の規定による廃止前の職員依頼出張規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた依頼、受諾その他の行為は、この規程の相当規定によりされた依頼、受諾その他の行為とみなす。

４　この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（22規程第93号・一部改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成22年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成22年12月31日までの間における第３条の規定の適用については、同条に規定する別紙様式第１中「管理監」とあるのは「産学官連携推進部長」とする。

附　則（22規程第115号・一部改正）

この規程は、平成23年１月１日から施行する。

附　則（25規程第47号・一部改正）

この規程は、平成25年10月１日から施行する。

附　則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（27規程第22号・一部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（27規程第69号・一部改正）

この規程は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月１日から施行する。

附　則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和２年12月28日から施行する。

附　則（令04規程第７号・一部改正）

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。